

排出事業者による廃棄物の不適正保管

事例1



土木建設業かつ解体工事業を営むA社が、家屋解体工事等に伴い生じた建設系廃棄物を約7年間にわたり、自社の資材置場に不適正に保管(約3500m³、面積850m²、高さ10m)。

廃棄物の飛散・流出、木くず等の発火、硫化水素の発生などのおそれがある。

事例2

解体業を営むB社が、解体工事に伴い生じた建設系廃棄物を約3年にわたり、購入した山林に不適正に保管した(約7000m³、面積約1800m²、高さ約10m)。

廃棄物の飛散・流出、崩落、木くず等の発火(内部温度が60℃以上になっている)などのおそれがある。



帳簿について

概要

廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理業者と一定の排出事業者は、事業場ごとに、その日行った処理について帳簿を記載し、5年間保存しなければならない。

帳簿の備付け違反、未記載、虚偽記載、保存義務違反については、30万円以下の罰金の対象となる。

(帳簿は、行政が立入検査に入った際に重要な証拠書類となる。)

帳簿義務の対象者

廃棄物処理業者

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために許可施設を設置している排出事業者

事業活動に伴い生ずる特別管理産業廃棄物を処理する排出事業者

排出事業者の帳簿記載事項(現行法上の上記の排出事業者)

行う処理の種類	記載事項(産業廃棄物の種類毎)
運搬	運搬年月日、運搬方法、運搬先ごとの運搬量、積替保管を行う場合はその場所ごとの搬出量
運搬の委託	委託年月日、受託者の氏名・住所・許可番号、運搬先ごとの委託量
処分	処分年月日、処分方法ごとの処分量、処分後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	委託年月日、受託者の氏名・住所・許可番号、受託者ごとの委託の内容・委託量

立入検査等の際に証拠となる物件

	排出事業者				産業廃棄物処理業者
	産業廃棄物を自ら処理する場合 許可施設を設置していない場合	産業廃棄物を自ら処理する場合 許可施設を設置している場合	特別管理産業廃棄物を自ら処理する場合	委託して処理する場合	
マニフェスト	×	×	×		
帳簿	×			×	

現場で排出事業者の特定が困難となるケース

建設廃棄物の不適正処理が発生するメカニズム

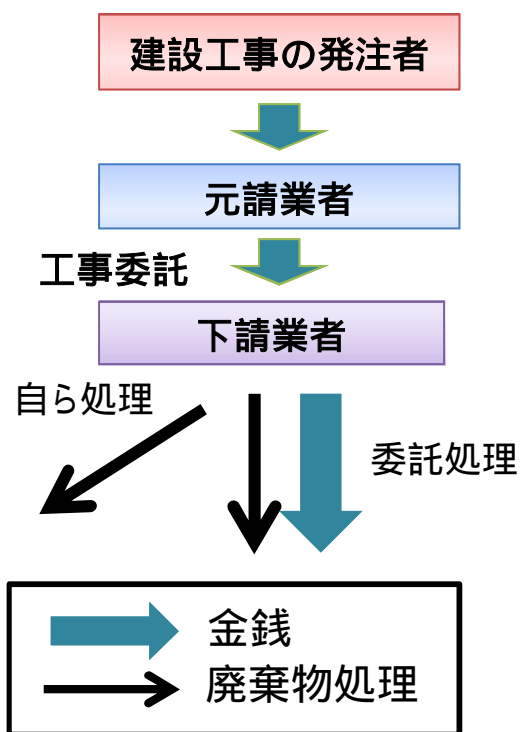
建設廃棄物適正処理の徹底については、自ら処理における適正処理の実施を確保するとともに、無許可業者への委託を防止することが不可欠である。

廃棄物処理法上は、産業廃棄物の処理に関して、排出事業者が責任を負うこととされており、建設工事等においては原則として元請業者が排出事業者とされているが、契約形態によっては、元請業者及び下請業者が排出事業者にも該当することもある。中にはこれを悪用して、本来排出事業者責任のないものが自ら処理をすると称して許可を取得せずに不適正な処理を行うことがあり、それが問題であるとする意見がある。

また、無許可業者への処理委託等による不適正な事例も問題とされている。

出典「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」

建設工事における事例



元請業者から下請業者へ工事を委託する場合の委託方式の違いによる廃掃法上の取扱い

元請業者から下請業者への工事委託方式	<原則> 委託	<例外> 全部又は独立した一部を一括委託	
	排出事業者となる者	元請業者	元請業者が自ら総合的に企画、調整及び指導を行っているとき 認められないとき
下請業者が行う処理の位置づけ	委託処理	下請業者	元請業者と下請業者
下請業者の処理業許可	必要	自ら処理	自ら処理
		不要	不要

なお、平成18年に改正された建築士法等の一部を改正する法律により、共同住宅を新築する建設工事における一括下請は、建設業法上禁止されている。

産業廃棄物の処理に関する排出事業者の責任について

原則

事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

自ら処理を行
場合

適正な処理を行うこと

➡ 処理基準の遵守義務

他人に委託
して処理を
行う場合

委託相手が適切な者が
確認すること

委託契約を適正に締結
すること

➡ 委託基準の遵守義務

処理が適正に
行われたことを
確認すること

処理の流れを把握し
最終処分の終了まで
確認すること

➡ マニフェスト制度の
遵守義務

処理の内容が適正
なものであったか
確認すること

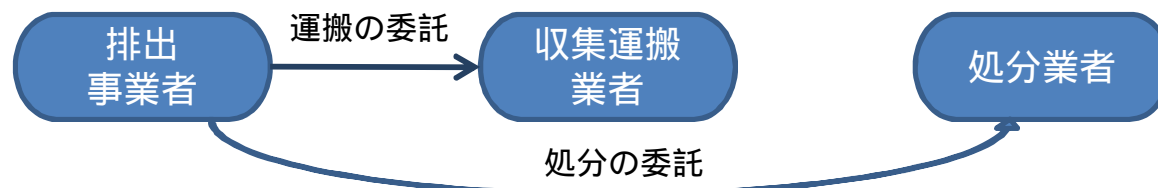


-

産業廃棄物の処理を委託する際の基準

排出事業者は、産業廃棄物の収集運搬又は処分を委託する時は、以下の基準に従わなくてはならない。

運搬については収集運搬業者、
処分については処分業者に
それぞれ委託すること。



委託しようとする処理が、その事業の範囲に含まれる者に委託すること。

委託契約は、以下の条項を含み、書面で行い、5年間保存すること。

委託する産業廃棄物の種類・数量
運搬の最終目的地所在地
処分の場所の所在地、方法、施設処理能力
委託契約の有効期間
委託者が受託者に支払う料金
受託者が許可業者の場合はその事業範囲
積替保管を行う場合はその場所の所在地、
保管できる廃棄物の種類、保管上限

委託者の有する以下情報と、その情報が変更した場合の
情報伝達方法
産業廃棄物の性状・荷姿
通常の保管状況下での腐敗、揮発など性状の変化
他の廃棄物と混合することにより生ずる支障
取扱う際に注意すべき事項
受託業務終了時の委託者への報告に関すること
契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱い

委託契約書には、以下の書面を添付すること。

受託者が、他人の産業廃棄物の処理を業として行うことであって、委託しようとする産業廃棄物の処理が、その事業範囲に含まれることを証する書面(許可証の写し、認定証の写しなど)

マニフェスト制度について

趣旨

廃棄物の処理の流れを把握することにより、不法投棄等に不適正処理を防止し、排出事業者責任に基づく適正な処理を確保すること。

概要

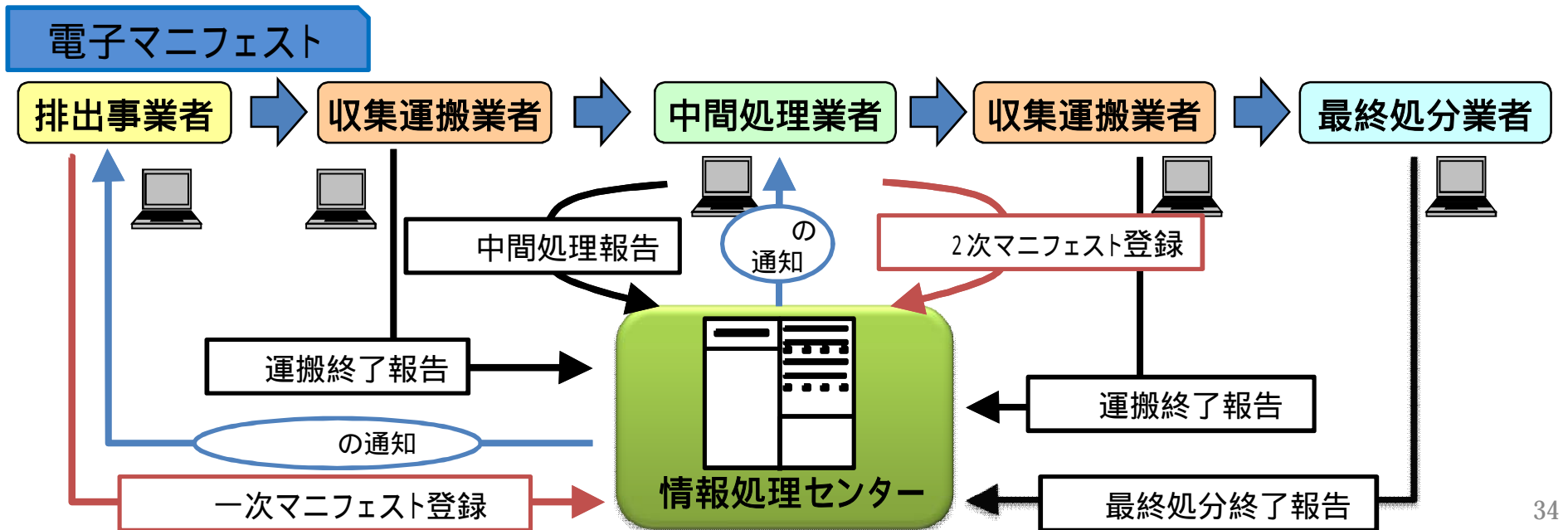
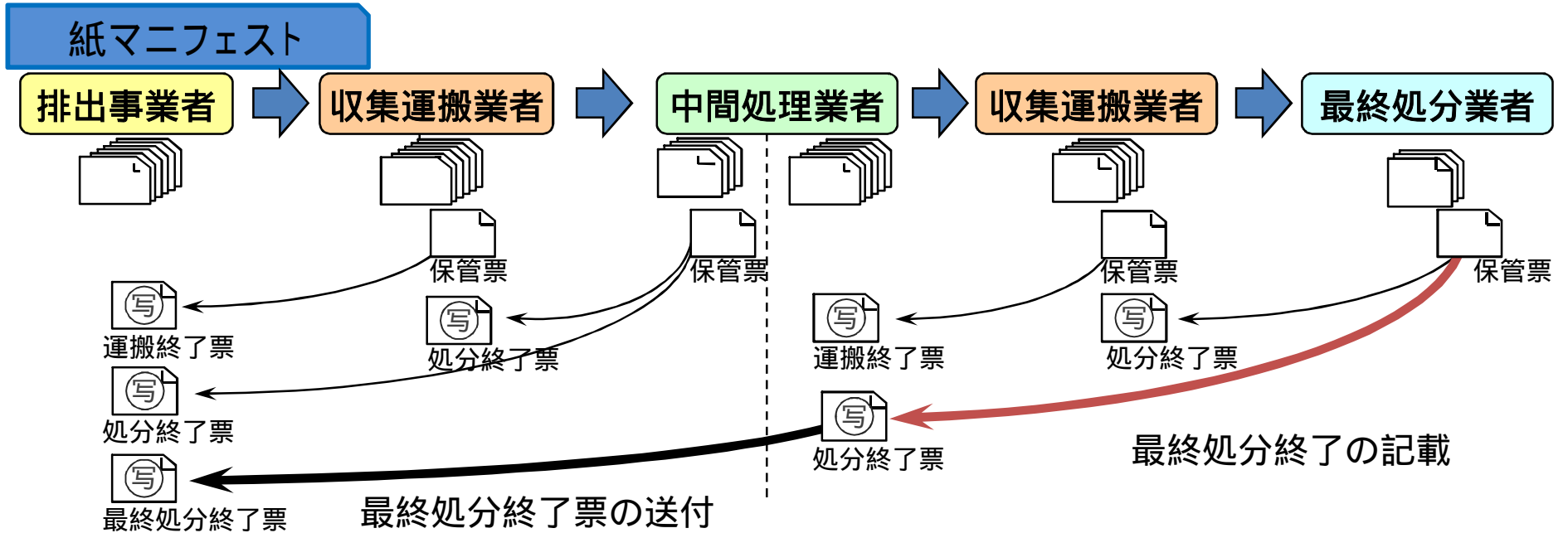
事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者(中間処理業者を含む。)に対して、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、委託内容どおりに適正に処理されたことを、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付し、最終処分まで確認することを義務付けるもの。

マニフェスト交付者(排出事業者・中間処理業者)は、マニフェストを一定期間内に受け取らないとき受け取ったマニフェストが、必要な記載事項を欠き、または虚偽記載があるときは、適切な措置を講じなければならない。

講ずべき適切な措置

- ・生活環境保全上の支障の発生の防止及び支障の除去に必要な措置を講ずること
- ・その講じた措置の内容を都道府県知事に届け出ること

マニフェストの流れについて



電子マニフェスト制度の特徴、費用について

利 点

紛失・破棄のおそれがない(センターが一括保存)
 記載漏れが防止できる
 登録後の情報改ざん、偽造がなされにくい
 迅速かつ正確な情報整理が可能
 事務費用が軽減できる

課 題

電子マニフェスト導入時の初期コストがかかる
 少量・少頻度排出事業者にとっては、コスト増
 そもそもマニフェスト違反を企図する場合は、防止
 できない(紙マニフェストも同様)

利用料金体系 (排出事業者)

料金区分	A料金(税込)	B料金(税込)	C料金(税込) (少量排出事業者団体加入)
加入料	5,250円	3,150円	3,150円
基本料(年額)	2,6250円	2,100円 (40件まで)	不 要
登録料(1件)	10.5円	63円 (41件から)	63円
メリットがでる年間登録件数	509件以上	34 ~ 508 件	33件以下

年間のマニフェスト利用件数ごとの費用の試算

		利用件数30件	利用件数100件	利用件数500件
登録	登録・送信確認 : 3分 / 件	90分(30件 × 3分)	300分(100件 × 3分)	1500分(500件 × 3分)
処理終了確認	・運搬終了の通知確認: 1分 / 件 ・中間処理終了の通知確認: 1分 / 件 ・最終処分終了の通知確認: 1分 / 件	90分 (30件 × 1分 × 3)	300分 (100件 × 1分 × 3)	1500分 (500件 × 1分 × 3)
伝票の保管	不要	—	—	—
人件費	時給1000円 × 年間作業時間	1000 × 3(90分 × 2)	1000 × 10(300分 × 2)	1000 × 50(1500分 × 2)
利用料金	加入料、基本料、登録料	5040円 (3150 + 63 × 30)	9030円 (3150 + 2100 + 63 × (100-40))	34230円 (3150+2100+ 63 × (500-40))
総コスト		3時間、8040円	10時間、19030円	50時間、84230円

(筆記用具やパソコン、通信費は除く。)

電子マニフェストについて講じてきた普及促進策

マニフェストに関する附帯決議 平成17年法改正(第162回国会)

衆議院環境委員会(平成十七年四月八日)

産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつその普及拡大をする方策を検討すること。

また、利用者に対するインセンティブの付与、公共工事等における電子マニフェストの活用促進、モデル事業の計画的実施などを含む普及拡大策を早急かつ積極的に実施すること。

1. 電子マニフェストシステムの改善

システムを改善し(通信高速化、大量処理化、迅速化など)、新システムへ移行
運用ルールを改善し、利便性を向上

2. 加入者に対するサービスの向上

料金体系を見直し、少量排出事業者が
取り入れやすい料金体系を新たに導入
加入時の事務手続の簡素化
行政への各種報告の作成を支援するシステムを構築
加入処理業者情報の検索システムの提供

3. 関係者との連携強化

関係省庁、地方公共団体と連携し、公共工事等における活用を促進
ASP事業者との連携

4. 普及啓発活動の強化

業界団体、地方公共団体等と共同でモデル事業を実施
導入の利点を定量化し、広く情報提供
普及啓発促進ツール(ビデオ、小冊子、ポスター、ガイドブック)の開発、提供

5. キャンペーン等の実施

加入料が無料となる普及促進キャンペーンの実施
業界団体、地方公共団体等と連携した説明会等の推進
キャンペーンの実施

電子マニフェストの普及状況

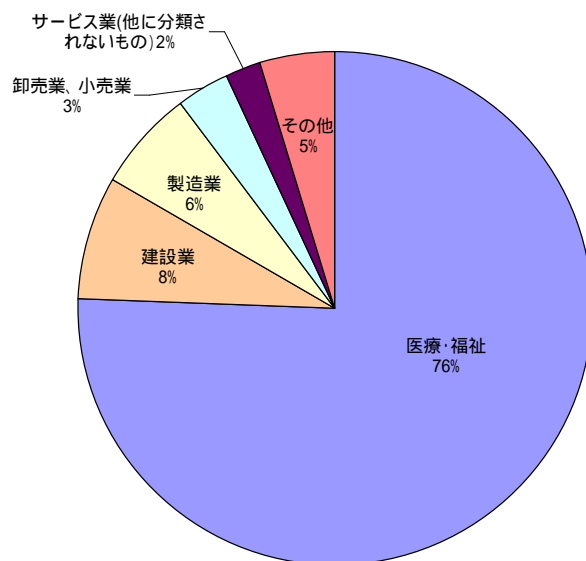
(平成21年11月末現在)

1) 電子マニフェスト加入状況の推移

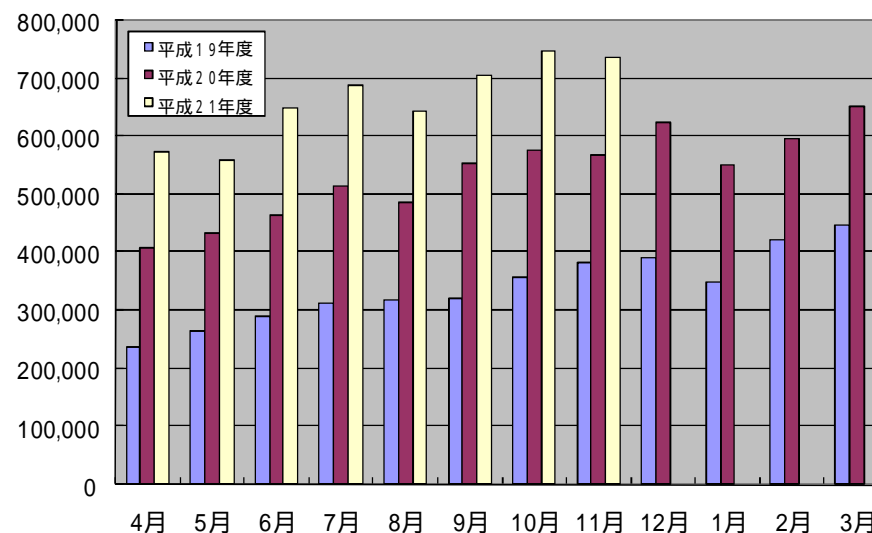
年度	加入者数	加入者数の内訳			マニフェスト年間登録件数	普及率
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
平成18年度	7,784 (100%)	4,083 (52%)	1,921 (25%)	1,780 (23%)	2,388,067	5%
平成19年度	30,705 (100%)	23,164 (75%)	4,300 (14%)	3,241 (11%)	4,076,448	9%
平成20年度	43,493 (100%)	33,718 (78%)	5,775 (13%)	4,000 (9%)	6,415,296	14%
平成21年度	51,865 (100%)	39,988 (77%)	7,240 (14%)	4,637 (9%)	5,296,832	-

四捨五入の関係で合計が100%とならない年度がある

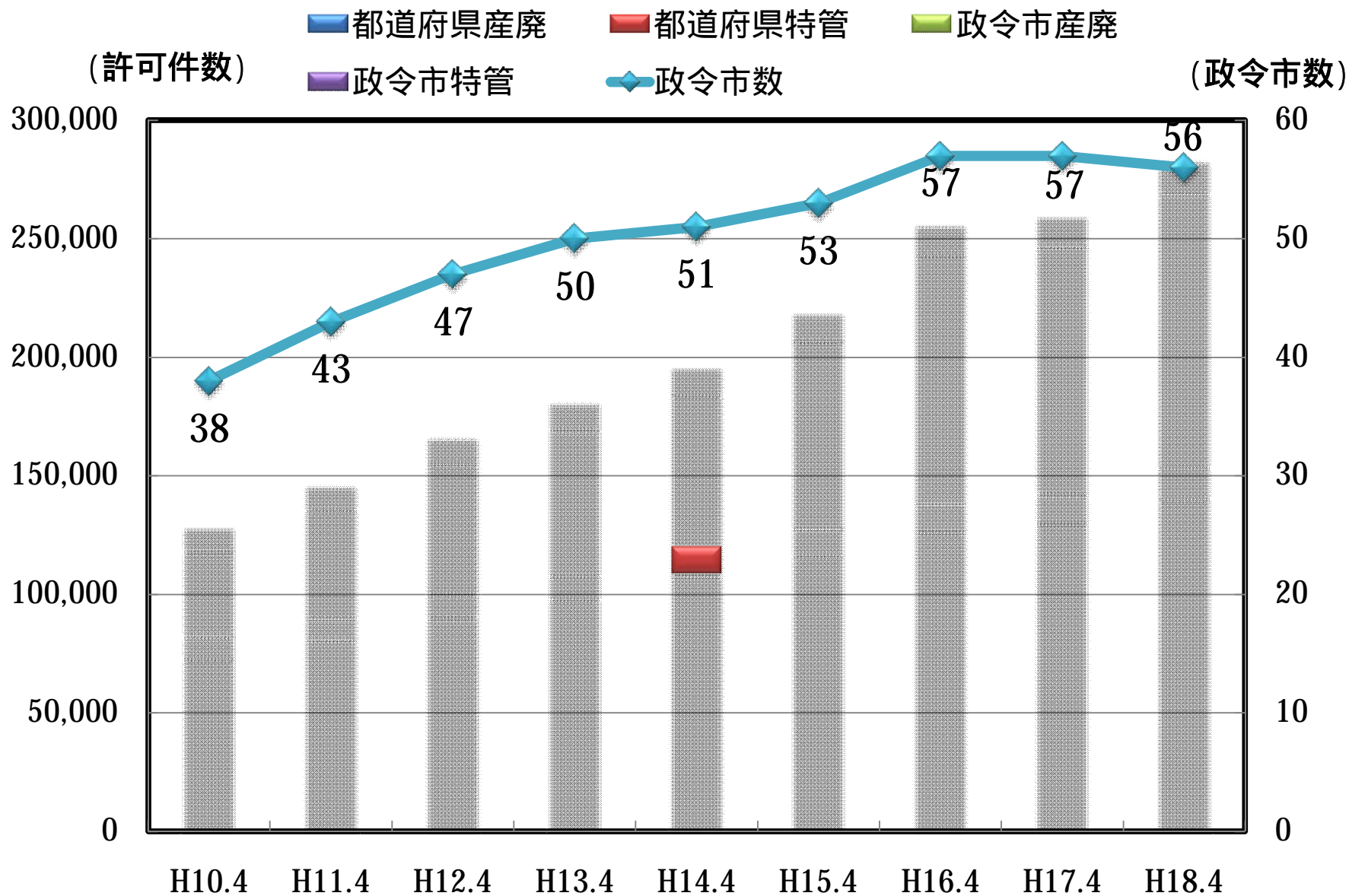
2) 排出事業者業種区分(加入者数の構成比)



3) 月別電子マニフェスト登録状況



産業廃棄物処理業許可件数の推移

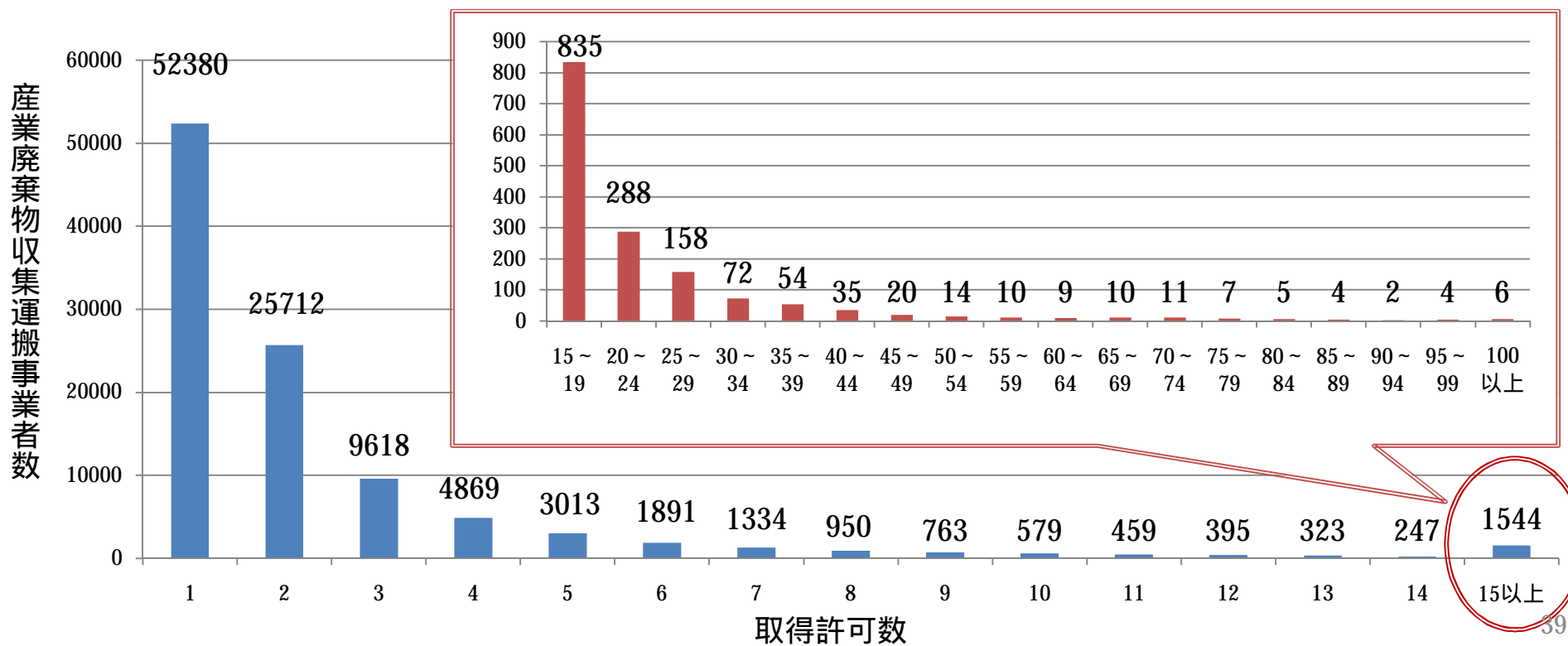


産業廃棄物処理業の許可件数

	収集運搬業					処分業						
	積替あり		積替なし		計	中間処理		最終処分		中間・最終		計
	産廃	特管産廃	産廃	特管産廃		産廃	特管産廃	産廃	特管産廃	産廃	特管産廃	
都道府県	9201	977	122423	11845	144446	8869	539	422	29	606	24	10489
政令市	2386	390	109782	11557	124115	3026	285	107	21	125	4	3568
全国計	11587	1367	232205	23402	268561	11895	824	529	50	731	28	14057

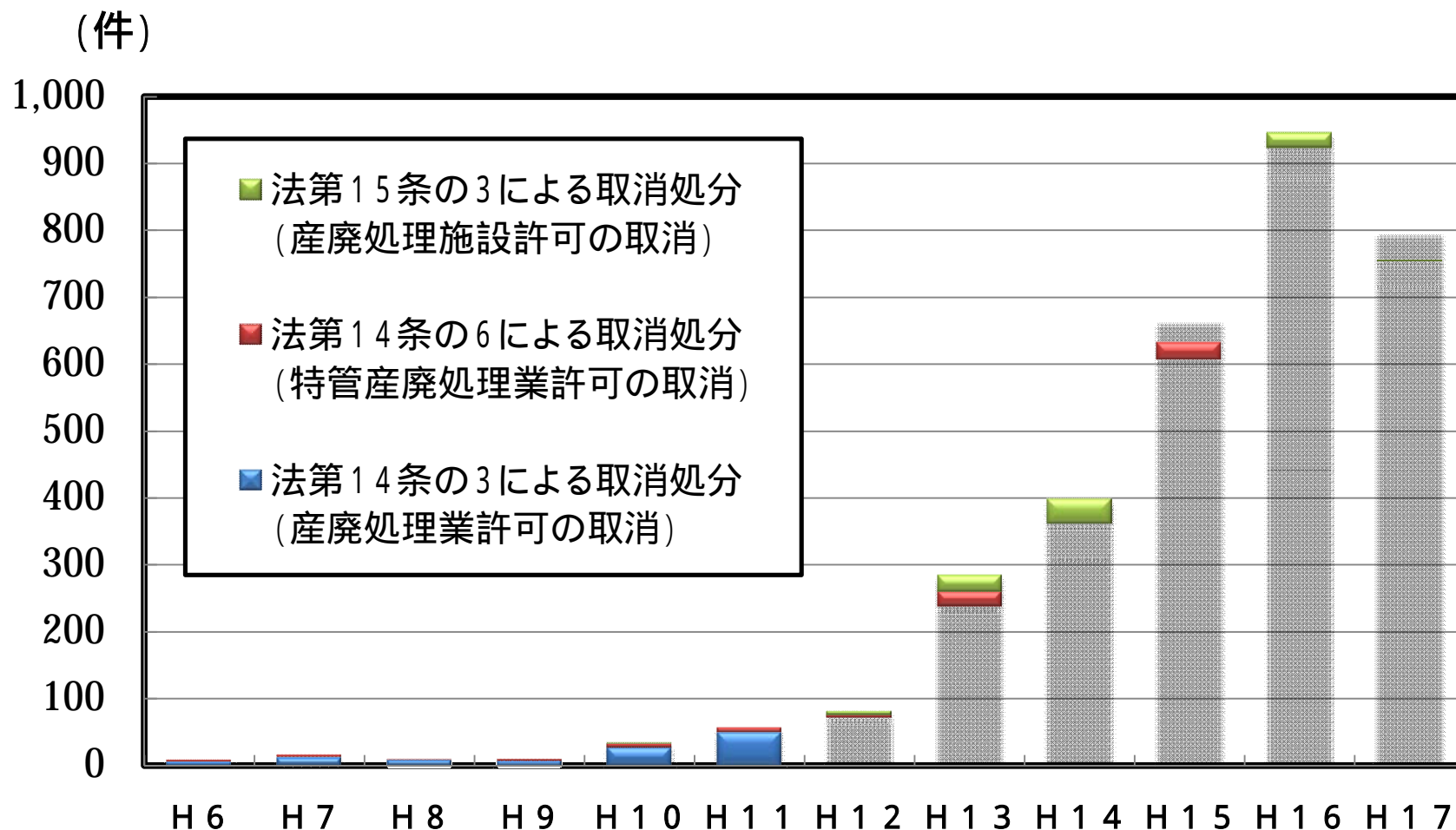
(産業廃棄物行政組織等調査報告書 平成17年度実績より)

産業廃棄物収集運搬事業者の許可取得件数



廃棄物処理法に基づく許可取消件数の推移

1. 平成12年の廃棄物処理法改正により、同年10月から廃棄物処理業及び処理施設の許可の取消し等の要件が追加されるなどの規制強化措置が講じられた。
2. 平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。



産業廃棄物処理業の許可の基準

1 事業に用いる施設

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

収集運搬業

廃棄物が飛散・流出し、悪臭が漏れるおそれのない運搬施設を有すること
積替施設を有する場合は、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

処分業

廃棄物の種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること
保管施設を有する場合には、廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が漏れるおそれのないように必要な措置を講じた施設であること

2 申請者の能力

処理業を的確に、かつ継続して行うに足りるものであること

収集運搬又は処分を的確に行うに足りる知識・技能を有すること

収集運搬又は処分を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

3 欠格要件

申請者が、欠格要件に該当しないこと

経理的基礎について

適正処理の確保のためには廃棄物処理業者の質の向上が必要

平成3年改正

許可申請者の能力について、技術的要件だけでなく、資力要件も考慮できることとした

現行の経理的基礎の考え方

- 事業の開始に要する資金の総額、その資金の調達方法を記載した書面などの内容を審査し、経理的基礎を有するか否かを判断する。
- 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にする。
- 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断するためには、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていることが望ましい(少なくとも債務超過の状態でないことが相当)。
- 経理的基礎を有しないと判断する場合は、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じ提出させ、また、商工部局、労働経済部局等の協力も求めるなどして、慎重に判断する。

経理的基礎の判断のため許可申請書に添付する書類

申請事業の開始に要する資金の総額の資料

事業の開始・継続に必要とされる一切の資金をいい、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料などが含まれる。

申請事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類

資本金の調達方法、借入先、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載したもの。

利益をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載したもの。

申請者が法人の場合

直前3年の、
各事業年度の貸借対照表、損益計算書、
法人税の納付すべき額、納付済額を証する書類
(確定申告書の写し・納税証明書)

申請者が個人の場合

資産に関する調書、
直前3年の
所得税の納付すべき額、納付済額を証する書類
(確定申告書の写し・納税証明書)

廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準

1 保管場所

周囲に構造耐力上安全な囲いが設けられた場所であること

保管場所の掲示板を設置し、必要な事項()を表示していること

(保管する廃棄物の種類、保管場所管理者の氏名・名称・連絡先、屋外で容器を用いずに保管する場合は積み上げられる高さの上限)

2 保管場所からの廃棄物の飛散流出等の防止

公共の水域・地下水の汚染防止

汚水が生ずるおそれがある場合は、水質汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと

廃棄物の積上げ高さの制限

屋外で容器を用いずに保管する場合に飛散流出や崩落等のおそれが生じないように、保管の場所の囲いの状況に応じた積上げの高さが、高さ基準を超えないようにすること

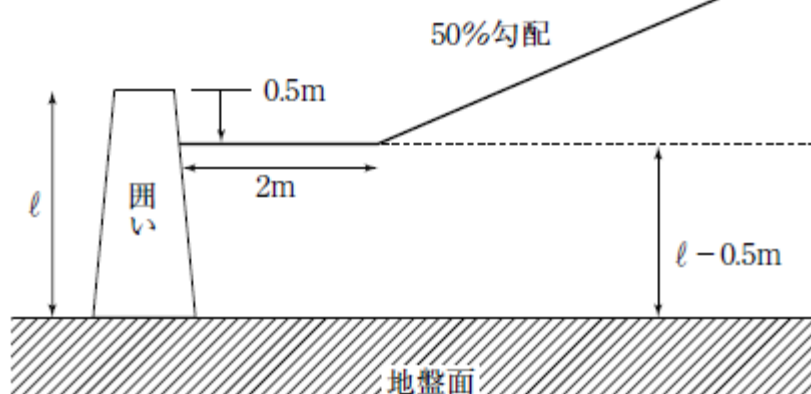
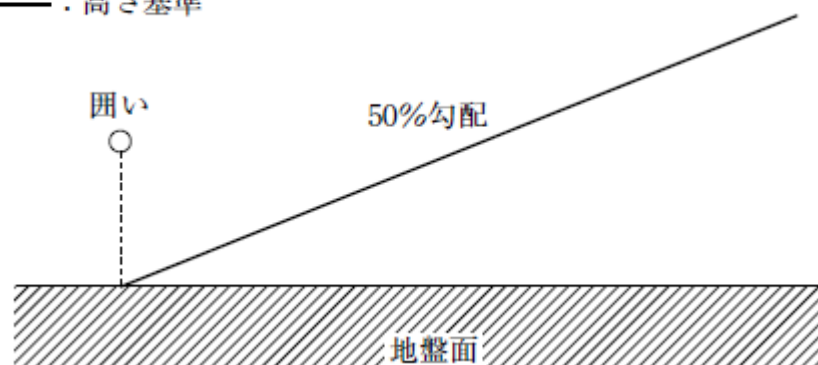
その他必要な措置

廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するため必要な措置を講ずること

囲いに接することなく廃棄物を保管する場合の高さ基準

囲いに接して廃棄物を保管する場合の高さ基準

——— : 高さ基準



廃棄物の処分等を行うに当たり保管を行う場合の基準

3 公衆衛生上の管理

ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること

4 保管期間の制限（産業廃棄物）

適正な処分等を行うためにやむを得ないと認められる期間を超えないこと

産業廃棄物の処分等の方法は、その産業廃棄物の種類、性状等に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破砕、コンクリート固化、ばい焼、分解、溶融、洗浄、分離等多種多様にある。

適正な処分等を行うために必要となる保管の期間は、こうした処分等の方法や処理施設の処理能力によって異なるものであるため、一律に保管期間を規制するのではなく、処理施設の処理能力に応じて、保管数量の上限を個々に定めることとされている。

5 保管数量の制限（産業廃棄物）

産業廃棄物の処分等を行うための保管と称した過剰保管を防止するため、処分等のための保管数量が、原則として、処理施設の一日当たりの処理能力の14日分を超えないこと